

地域内フィーダー系統 旭川市生活交通確保維持改善計画 (案)

令和8年6月 日

旭川市地域公共交通会議

1 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

1.1. 当該地域の公共交通の概況・問題点

(1) 地域の概況

旭川市は北海道のほぼ中央に位置し、面積は約 748 km²で、大雪山に囲まれ、石狩川をはじめとする多くの河川が流入する中であって都市機能が集積する北海道の拠点である。旭川市の人口は 2026 年 4 月 1 日時点で 310,335 人であり、北海道で 2 位の規模となっている。人口推移を見ると、北海道全体と同様に 1995 年まで増加してきたが、2000 年以降は微減に転じており、将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所）においても、人口減少と少子・高齢化が進行すると予測されている。

(2) 公共交通の概況

旭川市の公共交通は、鉄道、路線バス、デマンド交通、タクシーで構成されている。鉄道は 4 本の JR 線があり、路線バスは民間 3 社による都市間バスと、民間 2 社による市内路線バスが運行されている。市内の鉄道駅は 16 駅あるが、旭川駅と永山駅以外は無人駅であり、1 日の平均乗車人員の約 8 割は旭川駅となっている。市内路線バスは、旭川電気軌道（株）が 72 系統、道北バス（株）が 69 系統あるが、乗車人員は減少の一途をたどっており、1967 年から 2009 年の 42 年間で約 7 割減少した。一方で、自動車登録台数は年々増加し、旭川都市圏の交通分担率も自動車が全体の 73.4%を占めている（H15 年度パーソントリップ調査）。

(3) 公共交通の問題点

旭川市の高齢化率は 34.1%（2020 年国勢調査）であり、郊外部で高齢化率が高くなっている。また、旭川市の将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所）を年齢別にみると、65 歳以上の人口が増え続けると予測され、2030 年の高齢化率は 39.8%、2045 年には 46.9%に達する見込みである。このことから、高齢者ドライバーによる交通事故の増加や、高齢化に伴い各居住地からバス停留所までの徒歩による移動が困難となる住民の増加、更に、公共交通サービスが行き届いていない郊外部に居住する高齢者の移動がますます困難になることが予想される。

また、クルマ社会の進展に伴い、幹線道路沿道や郊外部に多くの大規模商業施設が開業しており、自家用車を利用できない高齢者の増加が見込まれる中、中心市街地や地域の生活拠点等の生活利便施設が集積している場所への公共交通のアクセスを向上させることは、地域における生活を守る上で必要であり、今後は、誰でも公共交通を利用しやすい環境をつくるなど、「地域の足」を確保することが重要になる。

1.2. 地域の公共交通の確保維持改善に係る計画策定の必要性

旭川市内の公共交通による移動は、既存の鉄道やバス、タクシー等によってある程度確保されているものの、令和6年度のバスの輸送人員は7,961千人で、平成元年に比べ半減、昭和42年に比べ3分の1以下となるなど、クルマを運転できない若年層や高齢者等の交通弱者が、日常生活を営むための最低限の移動手段として路線が確保されない状況が、今後、拡大することが懸念される。

これまで、平成23年度及び平成24年度において、地域公共交通調査事業を実施し、公共交通の課題を明確化するとともに地域の公共交通の確保維持に向けて、旭川市公共交通グランドデザインを策定したほか、平成31年1月には旭川市地域公共交通網形成計画を策定し、課題解決に向けた取組を実施してきた。令和6年度には「旭川市地域公共交通網形成計画」を見直し「旭川市地域公共交通計画」を策定し、持続可能な公共交通網の形成のための取組を進めるものである。

この取組の一つとして、交通不便地域である米飯地区において、地域の住民等の移動の利便性の向上と効率化を図るべく、路線バスが運行していた区間を主な対象としたデマンド型の公共交通を導入し、地域間交通ネットワークであるJR石北本線「東旭川駅」等と接続した、持続可能で最適な公共交通の確立を目指した運行を行っている。

今後も更に人口減少、少子高齢化が進む中、引き続き地域住民の移動手段の確保のため、デマンド交通の運行が必要であることから、地域内フィーダー系統旭川市生活交通確保維持改善計画を策定するものである。

地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置付け・役割（旭川市地域公共交通計画 P23参照）

2 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

交通基本計画本紙の基本方針を踏まえた目標及び指標を設定

2.1. 定量的な目標

(1) 事業の目標

ア 指標：地域人口1人当たりの年間利用回数

	年 度	回 数	内 訳
現状	R7(R6.10-R7.9)	6.0回	(R7.4人口：661人，利用者数：3,987人)
目標	R9(R8.10-R9.9)	6.1回	(R8.4人口：626人，利用者数：3,818人)

イ 指標：公的資金の負担割合

	年 度	公的資金割合
現状	R7(R6.10-R7.9)	97.6%
目標	R9(R8.10-R9.9)	97.6%

ウ 指標：事業の収支割合

	年 度	収支割合
現状	R7(R6.10-R7.9)	12.3%
目標	R9(R8.10-R9.9)	12.3%

※ア～ウについて、R8年度は年度途中のためR7年度を現状として整理する。

※イ及びウは人口減少及び高齢化のため、現状の改善となっていない目標となっているが、利用促進等の施策により利用者の確保を行い、現状維持を目標とする。

(旭川市地域公共交通計画 P 2 5～2 8 参照)

(2) 事業の効果

上記の目的を達成したことで得られる効果は以下のとおりである。

- ・交通空白地の住民の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保
- ・自家用車から公共交通利用によるCO2排出抑制
- ・自家用車から公共交通利用による交通事故の抑止

3 2の目標を達成するために行う事業及び実施主体

- ・米飯地区の住民代表と意見交換会を開催し利用者の意見を聞き、利便性の向上を図る。(旭川市地域公共交通会議、事業者)
- ・地域での事業との連携や利用促進事業の実施により、利用者増を図る。(旭川市地域公共交通会議、事業者)

(旭川市地域公共交通計画 P 3 4 参照)

4 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

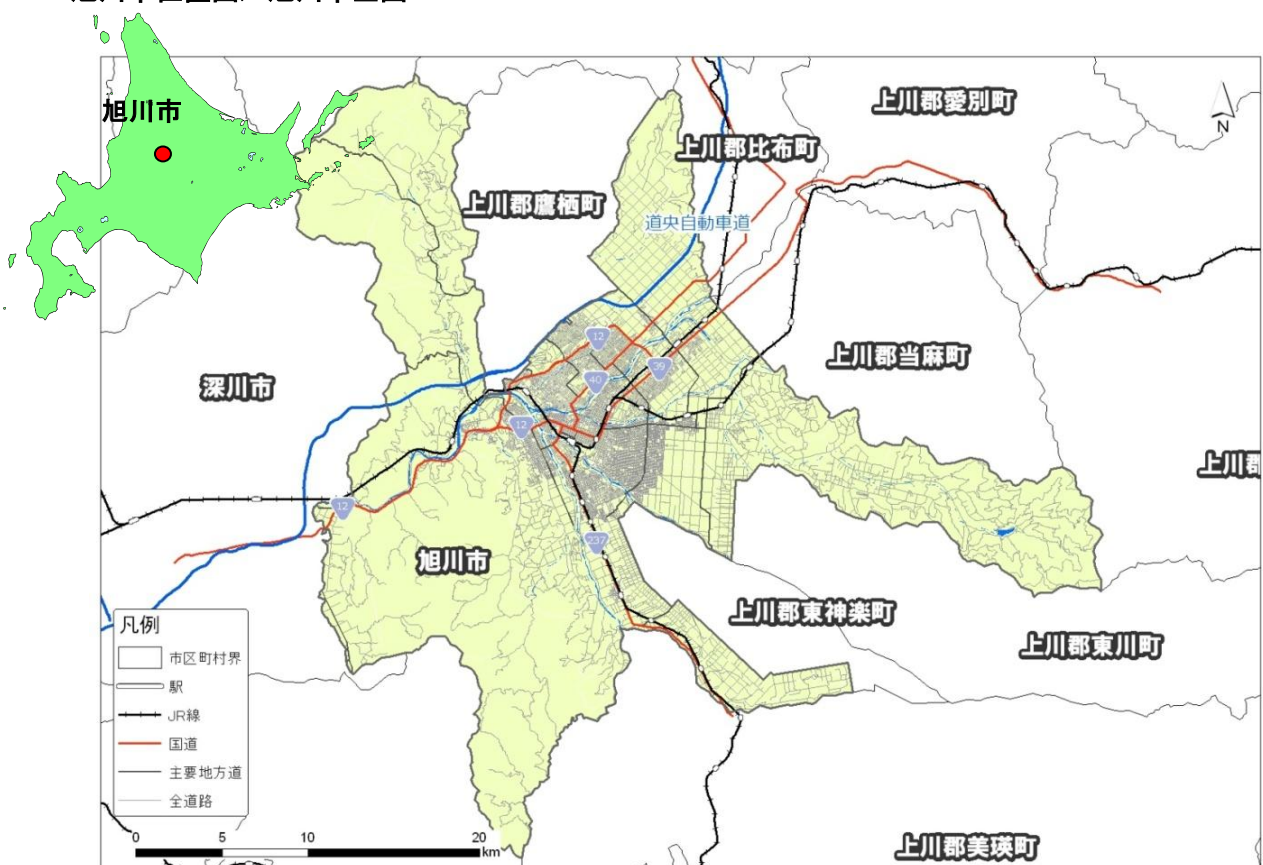
4.1. 対象路線の概要

(1) 路線概要

- ・米飯地区から、JR 石北本線「東旭川駅」、当該方面の主要バス系統である東旭川線・東旭川1条6丁目バス停等へ接続している。

- ・ 米飯地域には、基幹となる道路が存在するため、起終点があり、一定の方向性をもって運行する形態の起終点固定型とする。
- ・ 東旭川駅 ⇒ 旭川 21 世紀の森付近までの距離：約 20km
(デマンド型交通の旅行速度(想定)：22.5km/h)
- ・ 往路(平日) 最大運行便数：4 便(① 7:10～、② 9:30～、③12:00～、④17:00～)
- ・ 復路(平日) 最大運行便数：6 便(① 8:30～、②11:00～、③13:00～、④14:30～、⑤16:00～、⑥18:00～)
- ・ 往路(休日) 最大運行便数：3 便(① 7:30～、②10:00～、③12:30～)
- ・ 復路(休日) 最大運行便数：4 便(① 8:30～、②11:00～、③13:30～、④16:00～)
- ・ 隣家まで 300m を超えて住居が散在する地区で、1 km 以上も離れた居住者もいる。
- ・ 同地区内には、標高 250～300m の丘陵を挟んで住居があり、その住民は最寄りのバス停まで夏は徒歩 30 分程度、冬は積雪等により 1 時間弱かかる状況であったが、デマンド型交通を運行することで利便性が向上した。

旭川市位置図／旭川市全図



旭川市内：交通不便地域

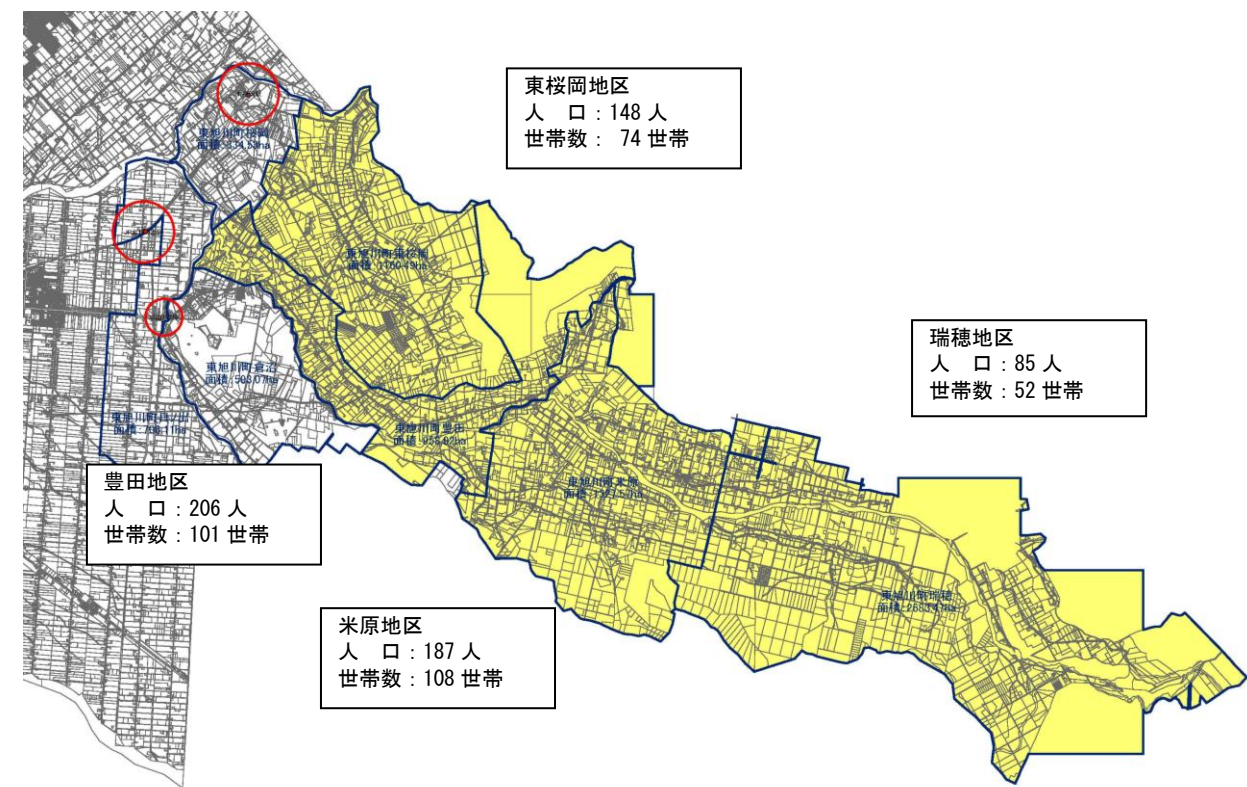


※鉄道駅 500m、バス停 300m（5 往復以上）以外の地域を交通不便地域と定義している。

JR 東旭川駅／東旭川 1 条 6 丁目バス停 近辺図



米飯地区の範囲と人口、面積（令和8年3月31日現在）



4.2. 運行を確保する系統の概要及び運行予定者

(1) 令和9年度（令和8年10月～令和9年9月）

次のとおり（表1）

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域内フィーダー系統）

都道府県名			市区町村名		協議会名												年度	
北海道			旭川市		旭川市地域公共交通会議												令和 9 年度	

申請番号	市区町村名	運送予定者名	主たる業態	(申請番号)運行系統名等	運行系統			往	復	計画運行日数	計画運行回数	利便増進 特別措置	運送増進 特別措置	地域内フィーダー系統の基準適合(別表7・別表9・別表10)					
					起点	経由地	終点							運行形態 の別	補助開始年度	基準8で該当する要件(別表7・9)	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準未で該当する要件(別表7のみ)	
1	旭川市	未定	バス事業者(市町村からの運行委託を除く)	(1) 米飯線		瑞穂・米原・豊田・東桜岡				365.0日	1,647.0回			区域型		2(2) 不便地域(局長指定)	JR東旭川駅への接続		3 前年度から引き続き運行
2										日	回								

※令和10年度（令和9年10月～令和10年9月）及び令和11年度（令和10年10月～令和11年9月）については、令和9補助年度との違いが曜日の違いによる運行回数のみであるため省略する。

5 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及び負担額

旭川市から運行業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

令和7年度

経費の総額	運送収入 スクールバス 寿バスカード含む	国負担	旭川市負担	公的資金割合
9,703 千円	1,197 千円	2,061 千円	6,349 千円	97.6%

※運送収入のうちスクールバス、寿バスカード収入1,060千円は公的資金とする。

6 2の目標・効果の評価手法及び測定方法

6.1 評価手法

年度毎の指標をもとに目標を設定し、達成状況で評価する。

6.2 測定方法

(1) 地域人口1人当たりの年間利用回数

米飯線の年間（10月～9月）の利用人数を当該期間の4月1日現在における米飯地区（東旭川町豊田、東桜岡、瑞穂、米原）の住民基本台帳の人口で除し、地域人口1人当たりの利用回数を算出する。利用人数は運行事業者からの報告により把握する。

(2) 公的資金の負担割合

米飯線の年間（10月～9月）の国及び旭川市からの補助金と運送収入のうちスクールバス分と寿バスカード分の収入合計を公的資金として、同期間の経費の総額で除し割合を算出する。公的資金の内訳と経費は運行事業者からの報告により把握する。

(3) 事業の収支割合

米飯線の年間（10月～9月）の運送収入を同期間の経費の総額で除し割合を算出する。運送収入と経費は運行事業者からの報告により把握する。

7 別表1の補助事業の基準ホに基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

該当しないため、記載しない。

8 別表1の補助事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準じる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

該当しないため、記載しない。

9 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

該当しないため、記載しない。

10 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要

次のとおり（表 5）

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

都道府県名	市区町村名	協議会名	年度
北海道	旭川市	旭川市地域公共交通会議	令和 9 年度

	人 口
人口集中地区以外(人)	22,761 人
交通不便地域等(人)	626 人

交通不便地域等の内訳

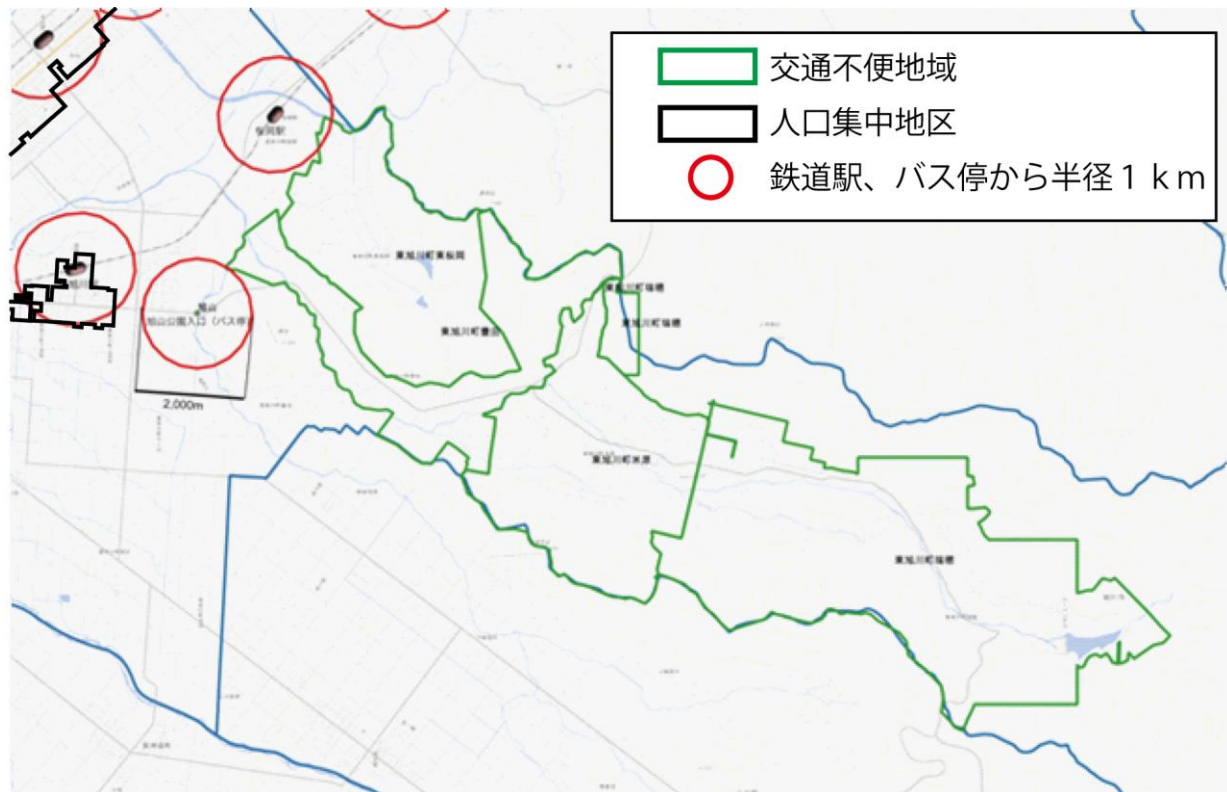
人口(人)	対象地区	根拠法
626 人	旭川市東旭川町米飯地区 (豊田・米原・瑞穂)、東桜岡地区	局長指定

地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度

■添付書類 人口集中地区以外及び交通不便地域の区分が分かる地図

以下、旭川市における人口集中地区及び交通不便地域を示す。



11 車両の取得に係る目的・必要性

車両取得を行わないため、記載しない。

12 車両の取得に係る定量的な目標・効果

車両取得を行わないため、記載しない。

13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者とその負担額

車両取得を行わないため、記載しない。

14 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画

該当しないため、記載しない。

15 貨客混載の導入に係る目的・必要性

該当しないため、記載しない。

16 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

該当しないため、記載しない。

17 貨客混載の導入に係る計画の概要（表 1 2）、費用の総額、内訳、負担者

該当しないため、記載しない。

18 協議会の開催状況と主な議論

・ 会議の開催

平成 23 年度は 1 回、平成 24 年度は 3 回、平成 25 年度は 3 回、平成 26 年度は 3 回、平成 27 年度は 3 回、平成 28 年度は 2 回、平成 29 年度は 3 回（うち 1 回は書面会議）、平成 30 年度は 4 回（うち 1 回は書面会議）、平成 31 年度（令和元年度）は 2 回、令和 2 年度は 3 回（書面会議）、令和 3 年度は 3 回、令和 4 年度は 2 回、令和 5 年度は 3 回（うち 1 回は書面会議）、令和 6 年度は 4 回、令和 7 年度は 5 回（うち 3 回は書面会議）の地域公共交通会議を開催した。

表 会議開催内容

回	開催日時	主な協議内容
令和 7 年度 第 1 回	令和 7 年 6 月 30 日	(1) 令和 6 年度 事業報告及び決算について (2) 令和 7 年度 事業計画及び予算について (3) 地域内フィーダー系統旭川市生活交通確保維持改善計画について (4) 生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）について
令和 7 年度 第 2 回 (書面)	令和 7 年 11 月 25 日	(1) 令和 7 年度補正予算（令和 7 年度のフィーダー補助金に係る予算措置）について
令和 7 年度 第 3 回 (書面)	令和 8 年 1 月 9 日	(1) 国庫補助金を活用している米飯線に係る事業評価案について
令和 7 年度 第 4 回 (書面)	令和 8 年 1 月 9 日	(1) 令和 7 年度補正予算について
令和 7 年度 第 5 回	令和 8 年 2 月 9 日	(1) 令和 8 年度第 1 回地域公共交通会議開催に係る予算繰越について (2) 米飯・豊里地区におけるデマンド交通の次期運行について (3) 豊里線及び米飯線の実績について

令和8年度 第1回	令和8年4月16日	(1) 令和7年度事業報告及び決算について (2) 令和8年度事業計画及び予算について (3) 米飯線・豊里線の運行事業者の選定について
--------------	-----------	--

19 利用者等の意見の反映状況

(1) 米飯地区の住民代表との意見交換会の開催

米飯地区の住民代表、交通会議事務局による意見交換会を開催し、利用状況等の報告と今後の運行や利活用について意見交換を行った。

【実施日】 令和7年6月10日（火）

【参加者】 3名

(2) 利用者を対象としたアンケート調査の実施

米飯線の利用者を対象としたアンケート調査を実施し、利用状況の把握や今後の運行計画についての意見収集を行った。

【実施日】 令和7年9月4日（木）～9月30日（火）

【回答数】 15件

(3) 米飯地区の住民を対象としたアンケート調査の実施

米飯線地区の住民を対象としたアンケート調査を実施し、利用状況の把握や今後の運行計画についての意見収集を行った。

【実施日】 令和7年12月15日（月）～令和8年1月20日（火）

【回答数】 100件

【本計画に関する担当者・連絡先】

住所 旭川市7条通10丁目

所属 旭川市都市振興部交通政策課

氏名 大西 穂高

電話 0166-25-9851

e-mail kotsuseisaku@city.asahikawa.lg.jp